

認知機能検査員講習の実施に関する規程

平成 21 年 3 月 27 日
福井県公安委員会規程第 1 号

改正

平成 31 年 3 月 8 日公委会規程第 2 号 令和 2 年 12 月 15 日公委会規程第 3 号 令和 4 年 3 月 31 日公委会規程第 7 号

認知機能検査員講習の実施に関する規程を次のように定める。

認知機能検査員講習の実施に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イに規定する認知機能検査を行う検査員（以下「認知機能検査員」という。）を養成する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(講習の実施)

第 2 条 認知機能検査員講習は、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うものとし、おおむね年 1 回実施する。

(受講資格)

第 3 条 21 歳以上の者とする。

(講習内容)

第 4 条 認知機能検査員講習は、認知機能検査員講習の講習項目及び時間割等に関する細目（別表）によるものとする。

(講習の一部免除)

第 5 条 公安委員会は、認知機能検査員講習を受講しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、別表認知機能検査員講習の講習項目のうち、「高齢者と認知症の実態及び基礎理論」及び「高齢運転者対策の概要」を免除することができる。

- (1) 自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員補充講習を終了した者
- (2) 社団法人福井県指定自動車教習所協会が実施した高齢者講習指導員伝達補充講習を終了した者
- (3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修を終了した者
- (4) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修を終了した者

(受講申請)

第 6 条 認知機能検査員講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習受講申請書（別記様式第 1 号又は別記様式第 2 号）を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、第 5 条の規定により認知機能検査員講習の一部免除に該当する者は、同条各号に規定する講習又は研修の終了証の写しを添付しなければならない。

2 認知機能検査員講習を受講する者は、福井県公安委員会等手数料徴収条例（平成 12

年福井県条例第30号)別表に規定する手数料を納めなければならない。

3 認知機能検査員講習を受講する際は、手数料納付書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

(終了証の交付)

第7条 公安委員会は、認知機能検査員講習を終了した者に対し、終了証(別記様式第4号)を交付するものとする。

2 前項の終了証を交付するときは、認知機能検査員講習終了証交付簿(別記様式第5号)にその旨を記載するものとする。

(簿冊の備付け)

第8条 簿冊の保存期限は、次に定めるところによる。

(1) 認知機能検査員講習終了証交付簿 30年

(2) 認知機能検査員講習受講申請書綴 5年

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 施行の日から平成21年5月31日までの間における本文中「道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)による改正後の法」とする。

附 則(平成31年3月8日福井県公安委員会規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月15日福井県公安委員会規程第3号)

この規程は、令和2年12月15日から施行する。

附 則(令和4年3月31日福井県公安委員会規程第7号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし第3条及び別表の改正規定は、令和4年5月13日から施行する。

別表（第4条関係）

認知機能検査員講習の講習項目及び時間割等に関する細目

| 講習項目 | 講習内容 | 講習方法 | 時間 (分) |
|------------------|---|---|-----------|
| 高齢者と認知症の実態及び基礎理論 | (1) 認知症の実態と認知症に関する基礎理論 (2) 認知症の症状と対処方法 | 警察庁作成視聴覚教材「認知症を知る：正しい理解のために」により実施 | 90 |
| 高齢運転者対策の概要 | (1) 高齢運転者の交通事故情勢 (2) 認知機能検査の内容 (3) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 (4) 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書 (5) 安全運転相談 | 警察庁作成資料「高齢運転者対策の概要」を参考に、都道府県の実情に応じた資料を用いて講義形式により実施 | 60 |
| 認知機能検査の実施方法 | (1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施（ロールプレイング） | 警察庁作成資料「認知機能検査の実施要領」を活用して実施 ・ 講義形式により、検査実施に当たっての心構え、検査の実施要領、検査の採点及び検査結果の通知についての説明 ・ 講師による検査の模擬実施と質疑応答 ・ 受講者相互に模擬実施 ・ 模擬実施後の質疑応答 | 150 |

別記様式省略